

大館能代空港維持管理・更新計画書

令和7年6月

秋田県
大館能代空港管理事務所

大館能代空港維持管理・更新計画書改正記録表

改正番号	改正年月日	適用年月日	改正内容
1号	平成26年 4月 1日	平成26年 4月 1日	「空港内の施設の維持管理指針」の一部改正（平成26年3月20日付け国空安保第780号）により策定
	平成27年12月10日	平成27年12月10日	基本施設の点検項目に進入灯橋梁を追加、その他土木施設を場周柵に定義したことに伴う一部改正
2号	平成28年 6月 8日	平成28年 6月 8日	空港土木施設の維持管理の改善について（平成28年4月28日付け）に伴う一部改正
3号	平成29年 2月24日	平成29年 2月24日	空港土木施設の維持管理の改善について（平成28年4月28日付け）に伴い、更新計画に定期点検、照明口座を追加したことによる一部改正
4号	平成30年 3月 1日	平成30年 3月 1日	基本施設の事業計画の見直しに伴い、【別紙】大館能代空港更新計画【基本施設】、【定期点検】の事業年次及び点検年次を変更したことによる一部改正
5号	令和 2年 4月 1日	令和 2年 4月 1日	空港維持管理・更新計画書作成基本案に基づく一部改正
6号	令和 4年 6月 1日	令和 4年 6月 1日	空港維持管理業務運用の見直しによる一部改正
7号	令和 7年 6月20日	令和 7年 6月20日	空港内の施設の維持管理指針（令和6年3月11日付け）に伴い「4. 維持管理計画」を改定。

目 次

1. 目的.....	1
2. 適用範囲.....	1
3. 基本方針.....	1
4. 維持管理計画.....	3
4-1 点検計画.....	3
4-2 修繕計画.....	19
4-3 経常維持計画.....	22
4-4 除雪計画.....	25
4-5 緊急対応計画.....	25
5. 更新計画.....	26
様式第1号.....	27
様式第2号.....	28
【別紙】大館能代空港 更新計画.....	29

1. 目的

大館能代空港維持管理・更新計画書は、航空法施行規則第92条（空港等の機能の確保に関する基準）に規定する空港の維持管理の標準的な事項を示した「空港内の施設の維持管理指針」に基づき作成するものであり、空港内の施設の供用性、航空機の運航に対する安定性等の確保並びに施設の長寿命化を図ることを目的とし、空港の特性等を踏まえた空港土木施設の点検、経常維持、修繕、除雪及び緊急対応の計画を定め、併せて、長期的視点に立った更新計画を作成することを目的とする。

2. 適用範囲

大館能代空港維持管理・更新計画書は、次に示す大館能代空港管理事務所（以下「管理事務所」という。）が管理する空港土木施設に適用する。

1) 航空法施行規則第79条（設置基準）に規定されている施設

- (1) 滑走路（ショルダーを含む）
- (2) 着陸帯
- (3) 過走帯
- (4) 滑走路端安全区域
- (5) 誘導路（ショルダーを含む）
- (6) 誘導路帯
- (7) エプロン（ショルダーを含む）
- (8) 飛行場標識施設：飛行場名標識、滑走路標識、過走帯標識、誘導路標識
- (9) 滑走路の直下の地下工作物

2) 空港機能を確保する上で必要な上記1)以外の施設

- (1) 舗装施設：保安道路、場周道路、GSE通行帯等
- (2) 用地施設：のり面、擁壁、その他の空港用地
- (3) エプロン標識施設
- (4) 排水施設：幹線排水、表面排水、調節池
- (5) 道路・駐車場施設、道路付帯施設（歩道等ルーフ、道路標識）
- (6) コンクリート構造物施設：地下道
- (7) 鋼構造物施設：進入灯橋梁
- (8) その他の土木施設：場周柵

3. 基本方針

1) 空港内の施設の供用性等の確保

空港土木施設の経常的な維持並びに異常の程度や状態を把握、評価する点検及び点検に基づく修繕又は更新を適切に実施し、空港内の施設の供用性、航空機の運航に対する安定性等を確保する。特に、空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）は、空港内の施設の供用性を確保する上で重要な施設であり、航空機の運航に対する影響度が高い施設であることから、施設に求められる性能を保持し続けるための予防保全を実施し、他の施設よりも高いレベルで管理する。

2) 空港機能施設事業者との連携

航空サービスを提供する上で不可欠な航空旅客取扱施設、航空機給油施設等を管理・運営する空港機能施設事業者と密接に連携するため、空港関係者による会議等により点検情報等の共有を図り、空港機能全体における安全・安心の確保を推進する。

3) 点検等の情報の管理

空港土木施設の点検、修繕及び更新に係る情報は、「空港内のCALS」に収録、蓄積し、効率的に活用できるように管理する。なお、点検結果の評価は、複数の職員によるクロスチェックにより妥当性を確認するものとする。

4) 維持管理・更新計画の改善

維持管理・更新計画は、策定した計画（Plan）に基づき、実施（Do）した内容の分析・評価（Check）を行い、次回の計画に反映させるため改善（Action）を行うマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に取り組み、継続的に計画の改善を行う。

5) 空港土木施設台帳の整備

空港土木施設の現況を明らかにするため、大館能代空港管理事務所に空港土木施設台帳を備え付け、当該施設に変更があった場合はその都度、更新整備する。

空港土木施設台帳に記載する事項は表－1による。

表－1 空港土木施設台帳記載項目

項 目	内 容
施 設 諸 元	空港面積、基本施設、付帯施設の規格寸法
一 般 図 面	施設毎の名称、幾何形状寸法及びターミナル地区の詳細
舗 装 構 造	舗装区分別設計条件、暦年、その構造補修暦及びその構造
排 水 施 設	流域及び施設の配置、施設の構造及び数量
用地造成関連施設	のり留、のり面、場周柵等の位置と構造
そ の 他	その他必要な事項

4. 維持管理計画

4-1 点検計画

空港土木施設の点検は、定時点検、臨時点検、巡回点検、緊急点検、定期点検及び詳細点検に区分して実施する。

点検の結果は、「空港内のCALS－維持管理一点検情報又は電子納品登録」登録し、必要に応じて、航空旅客取扱施設、航空機給油施設等の管理者と情報を共有する。

1) 巡回点検

(1) 目的

巡回点検は、施設の異常の有無の確認、異常箇所の早期発見、損傷の進行状況を日常的に把握することを目的として実施する。

(2) 点検の項目

巡回点検は、表-2に示す点検項目について実施するものとし、表-3及び表-4に示す変状の種類を記録するものとする。

基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）の巡回点検は、巡回点検Ⅰ（徒歩による全域の点検）、巡回点検Ⅱ（車両による特定区域の点検）及び巡回点検Ⅲ（巡回点検Ⅰ・Ⅱとは別に実施する経過観察を必要とする要注意箇所等の点検）に区分して実施する。なお、進入灯橋梁の巡回点検については、「航空灯火電気施設保守要領」に基づき実施する。

表-2 巡回点検の点検項目

施設区分	点検項目
滑走路、誘導路、エプロン	舗装の状況（巡回点検Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 標識の状況
着陸帯、誘導路帯、滑走路端安全区域	表面の状況 植生の状況
過走帯、GSE通行帯等、保安道路場周道路、構内道路、駐車場	舗装の状況 標識の状況
歩道等ルーフ 道路標識（片持式）	構造物の状況 取付の状況（旅客ターミナル地区）
地下道、道路標識（路側式）	構造物の状況
空港用地	のり面・擁壁の状況
排水施設	施設の状況
進入灯橋梁	航空灯火電気施設保守要領による

表－3 巡回点検時に記録する変状の種類（1）

施設区分	点検項目	変状の種類	変状の種類の詳細（点検項目の詳細）	
			アスファルト舗装	コンクリート舗装
滑走路 誘導路 エプロン 過走帯 GSE 通行帯 等	舗装の状況	ひび割れ	線状ひび割れ、亀甲状ひび割れ	線状ひび割れ、隅角部ひび割れ
		変形	わだち掘れ、くぼみ	—
		段差	構造物付近の段差	目地部・構造物付近の段差
		崩壊	ポットホール、剥離	ブローアップ、クラッシング
		摩耗	すり減り（ポリッシング）、荒れ（ラベリング）	—
		表面の異常	ブリストリング、ブリージング、キズ	スラブの持ち上がり、キズ
		目地部の破損	—	目地材の破損・欠損、目地縁部の破損
	標識の状況	路面標示の異常	路面標示の不鮮明	路面標示の不鮮明

注）上表に示す変状の種類その他、記録すべき変状がある場合には、適宜記録する。

表－4 巡回点検時に記録する変状の種類（2）

施設区分	施設の種類	点検項目	変状の種類（点検項目の詳細）
着陸帯 誘導路帯 滑走路端安全区域	着陸帯Ⅰ、着陸帯Ⅱ	表面の状況	浸食、陥没
		植生の状況	生育不良
保安道路 場周道路	—	舗装の状況	ポットホール
		標識の状況	停止線の不鮮明
構内道路 駐車場	—	舗装の状況	線状ひび割れ、亀甲状ひび割れ、わだち掘れ、段差、ポットホール
		標識の状況	路面標示の不鮮明
歩道等ルーフ 道路標識（片持式）	歩道等ルーフ、道路標識（片持式）	構造物の状況	破損、変形、標示板の不鮮明
		取付の状況	揺れ
道路標識（路側式）	道路標識（路側式）	構造物の状況	破損、変形、標示板の不鮮明
		取付の状況	揺れ
地下道	—	構造物の状況	剥離、鉄筋露出、漏水
空港用地（法面）	植生法面	法面の状況	亀裂、浸食、湧水、生育不良
	じゃかご、ふとんかご	法面の状況	ずり落ち、鉄網の破損

施設区分	施設の種類	点検項目	変状の種類（点検項目の詳細）
空港用地（擁壁）	重力式擁壁	擁壁の状況	剥離、鉄筋露出、漏水
排水施設	開渠、集水桝、マンホール	施設の状況	破損、変形 グレーチング蓋：ボルト・ナットの脱落、ガタツキ
	函渠	施設の状況	剥離、鉄筋露出、変形、漏水、堆積物
	調節池	施設の状況	植生法面：亀裂、浸食、生育不良 ブロックマット：ゆるみ、はらみ出し じゃかご：ずり落ち、鉄網の破損 呑吐口：破損、変形
その他の土木施設	場周柵（鋼製）、門扉 防護柵（ガードレール）	施設の状況	主要部材（支柱・胴縁・メッシュ・金網・パネル・レール等）：変形、破損、腐食 有刺鉄線：破断、腐食 場周柵下部：隙間、浸食
進入灯橋梁	鋼構造物	構造物の状況	航空灯火電気施設保守要領による

注1）構造物周辺の小規模法面は、当該構造物の点検に併せて点検する。

注2）上表に示す変状の種類その他、記録すべき変状がある場合には、適宜記録する。

（3）点検の方法

巡回点検の方法は、目視や打音調査の他、新技術を活用して点検できるものとする。ただし、道路標識の状況及び取付の状況の点検は、パトロール車内から附属物の変状を確認し、歩道等ルーフの構造物の状況及び取付の状況の点検については、徒歩による目視により変状を確認する。また、必要に応じて対象物に近づき、附属物等の状態を確認する。

旅客ターミナル地区の構内道路については、標準的な巡回点検に加え、道路交通の安全性及び使用性に着目した路面の段差・陥没、道路標識の異常等を発見するための“車上巡回による点検”を実施する。

なお、点検方法について新技術を活用する場合は安全性や効率性等を判断し適切に実施する。

（4）点検の頻度

点検の頻度は、対象施設の人命及び航空機の運航への影響度を考慮し、図－1～4に示す標準点検回数（現場状況、その他の理由により変更することができる実施の目安として定める標準的な点検回数をいう。以下同じ。）の設定方法に基づき設定する。

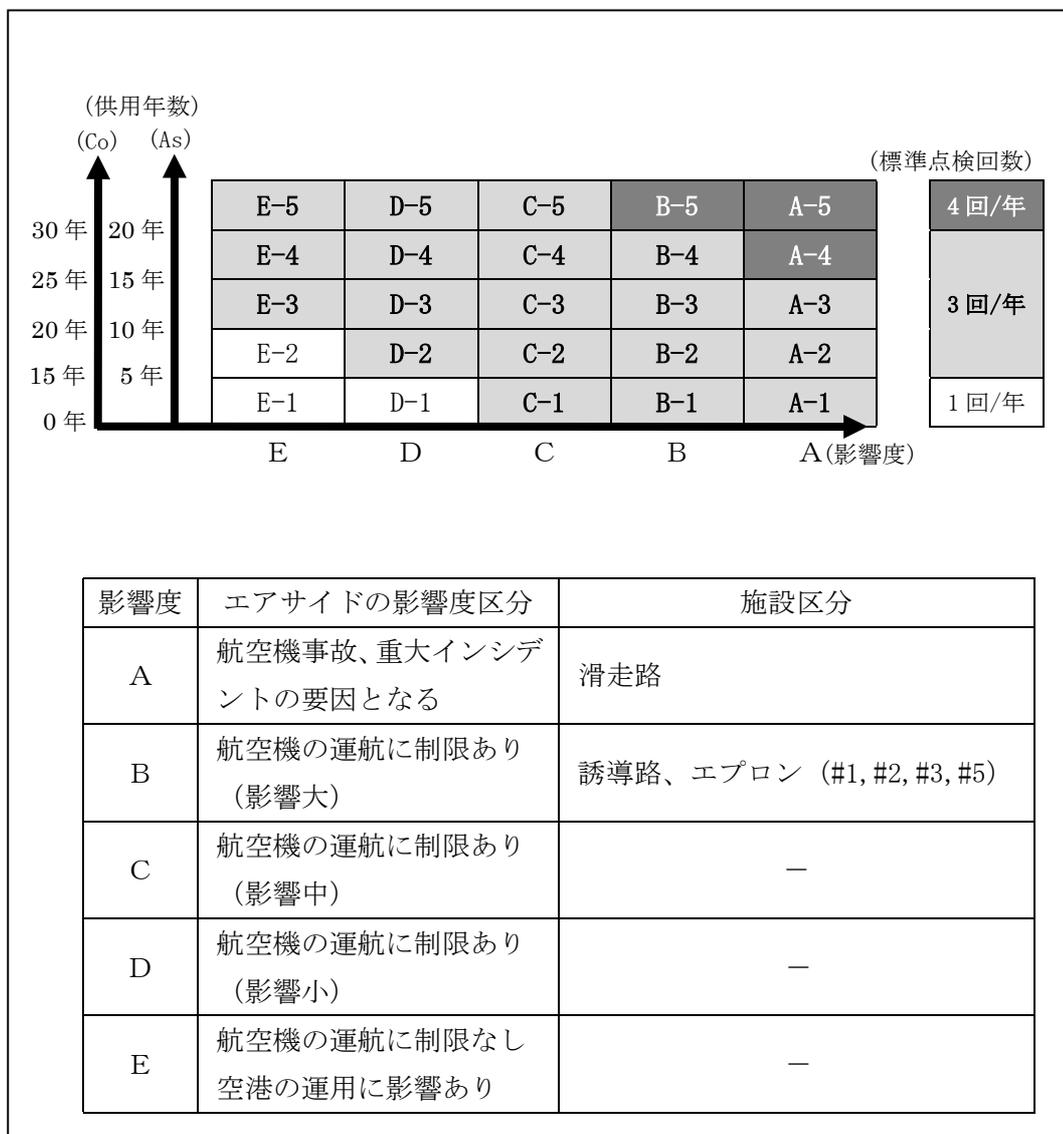
各施設の標準点検回数は、表－5～7に示すとおりとし、これらの巡回点検の実施時期は、表－8の年間計画工程表に示すとおりとする。

基本施設の標準点検回数の設定方法の基本的な考え方は、次に示すとおりとする。

- ・巡回点検Ⅰ：従来の標準点検回数（3回／年）を基本とし、供用年数が長い施設については、点検回数を1回／年加算する。
- ・巡回点検Ⅱ：施設の供用年数及び路面性状調査に基づき劣化の程度を評価し、施設毎に点検回数を設定する。

- ・巡回点検Ⅲ：経過観察等の結果に基づき、劣化の程度、状態等を考慮して適宜適切な時期に実施する。

旅客ターミナル地区の構内道路の“車上巡回による点検”は、繁忙期（ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始休暇）の前に実施することを基本とし、3回／年以上実施する。



図－1 滑走路等基本施設の巡回点検（巡回点検Ⅰ）の標準点検回数の設定方法

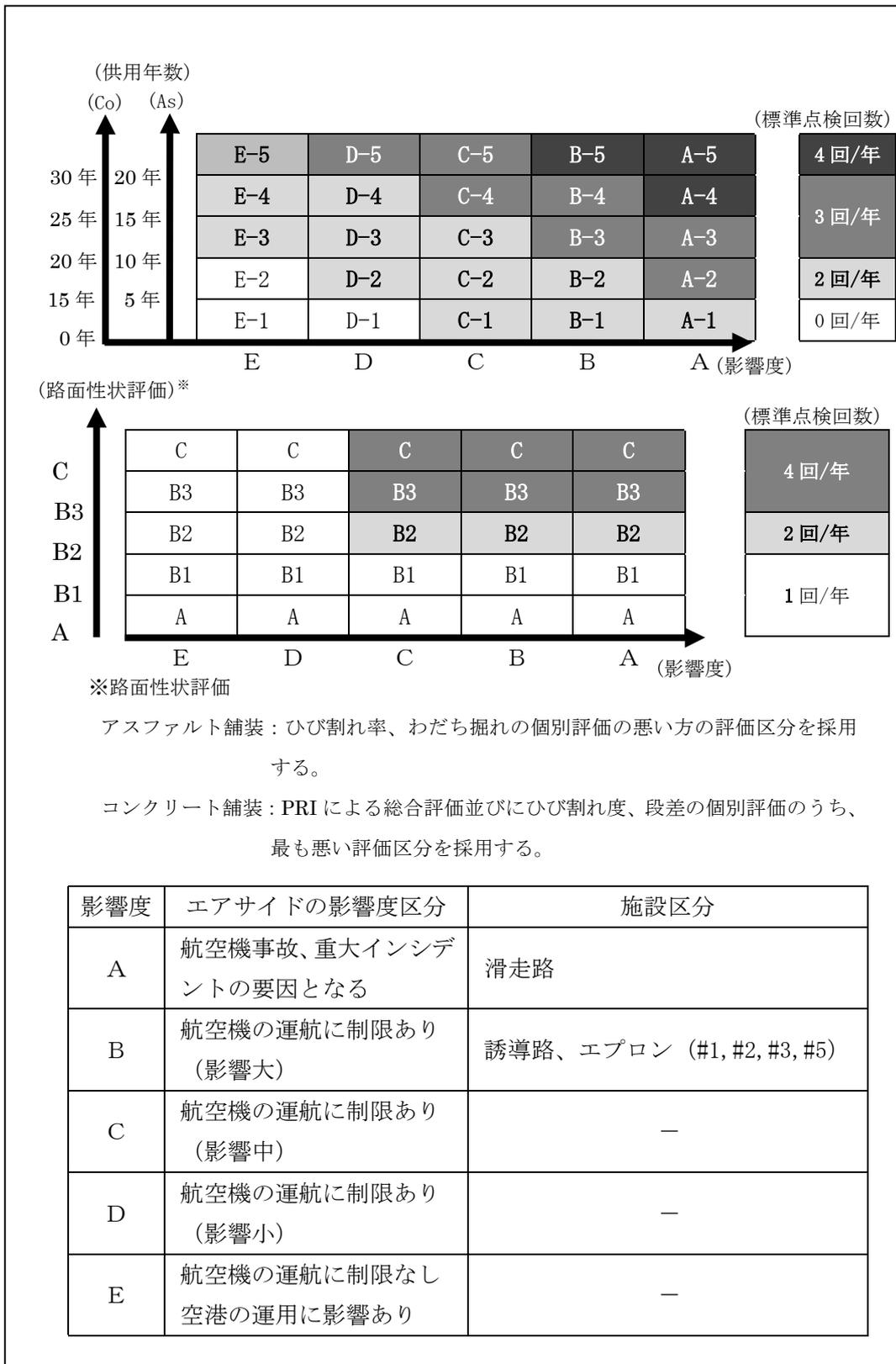


図-2 滑走路等基本施設の巡回点検（巡回点検Ⅱ）の標準点検回数の設定方法

表－５ 滑走路等基本施設の巡回点検（巡回点検Ⅰ・Ⅱ）の標準点検回数

施設区分	名称	舗装種別	新設又は更新年度	供用年数	施設特性		標準点検回数（回／年）			
					年数評価	路面性状評価	巡回Ⅰ	巡回点検Ⅱ		合計
								年数	路面性状評価	
滑走路	11/29	As	1998（H10）	27	A-5	C	4	4	4	12
誘導路	T	As	1998（H10）	27	B-5	C	4	4	4	12
エプロン	#1	Co	1998（H10）	27	B-4	B1	3	3	1	7
	#2	Co	1998（H10）	27	B-4	B1	3	3	1	7
	#3	Co	1998（H10）	27	B-4	B1	3	3	1	7
	#5	Co	1998（H10）	27	B-4	B1	3	3	1	7

注）巡回点検Ⅲ（経過観察を必要とする要注意箇所等の点検）は、上記標準点検回数とは別に舗装の劣化の程度、状態等を考慮し、適宜適切な時期に実施する。



図-3 滑走路等基本施設以外の巡回点検の標準点検回数の設定

表-6 滑走路等基本施設以外の標準点検回数

施設区分	影響度区分	点検項目	標準点検回数
着陸帯・滑走路端安全区域	C-5	表面の状況	1回/年
誘導路帯	C-5	植生の状況	1回/年
過走帯	C-5	舗装の状況	1回/年
G S E 通行帯等	D-5		1回/年
保安道路	E-5	標識の状況	1回/年
場周道路	E-5		1回/年
場周柵	D-5	施設の状況	1回/年
のり面	E-5		1回/年
排水施設	E-5		1回/年
進入灯橋梁	—	構造物の状況	1回/年

注) 定期点検を実施した施設は、その年の標準点検回数を1回減じる。



図-4 ランドサイドの巡回点検の標準点検回数の設定

表-7 ランドサイドの巡回点検の標準点検回数

施設区分	影響度区分	点検項目	標準点検回数
旅客ターミナル地区にある歩道等ルーフ 道路標識（片持式） 地下道	A-3	構造物の状況	1回/年
		取付の状況	1回/年
道路標識（路側式）	B-3	構造物の状況	1回/年
		取付の状況	1回/年
構内道路※ 駐車場	C-3	舗装の状況 標識の状況	1回/年
道路付帯施設	C-3	施設の状況	1回/年
のり面	D-3	施設の状況	1回/年
擁壁	D-3		1回/年

※ 構内道路は、“車上巡回による点検”を3回/年以上実施する。

表－8 年間計画工程表（巡回点検）

【エアサイド(巡回点検)】

施設区分	施設名称	点検区分	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
滑走路	11/29	巡回点検Ⅰ	4回/年	■			■					■			■
		巡回点検Ⅱ	8回/年		□	□		□	□	□	□		□	□	
誘導路	T	巡回点検Ⅰ	4回/年	■			■					■			■
		巡回点検Ⅱ	8回/年		□	□		□	□	□	□		□	□	
エプロン	#1,#2,#3,#5	巡回点検Ⅰ	3回/年	■			■					■			
		巡回点検Ⅱ	4回/年			□			□		□			□	
着陸帯、滑走路端安全区域			1回/年	■											
誘導路帯			1回/年	■											
過走帯			1回/年	■											
GSE通行帯等			1回/年	■											
保安道路			1回/年	■											
場周道路			1回/年	■											
場周柵			1回/年	■											
のり面			1回/年	■											
排水施設			1回/年	■											
進入灯橋梁			1回/年	■											
その他の土木施設			1回/年	■											

【ランドサイド(巡回点検)】

施設区分	点検項目	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
旅客ターミナル地区にある歩道等ルーフ、道路標識(片持式)	構造物の状況	1回/年	■											
	取付の状況	1回/年	■											
道路標識(路側式)	構造物の状況	1回/年	■											
	取付の状況	1回/年	■											
構内道路、駐車場		1回/年	■											
道路付帯施設		1回/年	■											
地下道		1回/年	■											
のり面		1回/年	■											
擁壁		1回/年	■											

【ランドサイド(車上巡回による点検)】

施設区分	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
構内道路	3回/年	■			■					■			

2) 緊急点検

(1) 目的

緊急点検は、地震、台風等による自然災害、航空機事故等による人的災害の発生に伴う施設の被害状況の把握、異常の有無及び供用の適否について速やかに確認を行い報告することを目的として実施する。

(2) 点検の項目

緊急点検の項目は、表－9に示すとおりとする。

なお、進入灯橋梁の緊急点検については、「航空灯火電気施設災害対策処理要領」に基づき実施する。

表－9 発生事案別の点検項目

施設区分	点検項目	自然災害		人的災害	
		地震	暴風大雨	事故	火災
滑走路 誘導路 エプロン	舗装の状況	○	○	○	○
	標識の状況	－	－	○	○
着陸帯 誘導路帯 滑走路端安全区域	表面の状況	○	○	○	○
	植生の状況	－	－	○	○
過走帯等 GSE通行帯 保安道路 場周道路	舗装の状況	○	○	○	○
	標識の状況	－	－	○	○
構内道路 駐車場	舗装の状況	○	○	○	○
	標識の状況	－	－	○	○
歩道等 道路標識（片持式） 道路標識（路側式）	構造物の状況 （現場状況に応じて 取付の状況）	○	○	○	○
地下道	構造物の状況	○	○	○	○
空港用地	のり面・擁壁の状況	○	○	○	○
排水施設 場周柵	施設の状況	○	○	○	○
進入灯橋梁	構造物の状況	○	○	○	○

注) 点検の優先順位は、施設の被害状況を考慮し適宜設定することとし、特段優先すべき施設がない場合には、表－9中の上段から順に点検を必要とする施設を設定する。

(3) 点検の方法

緊急点検は、災害等で被害を受けた施設の部位・部材及び間接的に被害を受けるおそれのある部位・部材について、巡回点検の点検方法に準じて実施する。

緊急時に接近目視点検が困難な箇所については、ドローンを活用することができるものとする。

なお、緊急点検の実施にあたっては、二次災害の防止に努め、人命保護を第一優先に行動する。

(4) 点検の実施基準

緊急点検は、飛行場警報等に基づき、次に示す事象が発生した場合に実施する。なお、大館能代空港は飛行場予報及び警報を発表する空港に該当しないため、A～Eに示す事象が発生した場合を緊急点検の実施基準とする。

A. 地震

北秋田市花園町の地震計に震度階級4以上の地震が発生した場合

B. 台風、暴風及び大雨

北秋田市に台風に関する警報（暴風・竜巻）が発表された場合。脇神（大館能代空港）観測所で最大24時間雨量80mmまたは、時間雨量20mm以上を観測した場合。

※24時間雨量は毎正時雨量0mmがあった場合はリセットする。

※時間雨量は10分雨量の60分の合計とする。

C. 事故及び施設破損

空港土木施設の機能に支障を与える事故が発生した場合又は滑走路、誘導路及びエプロンに剥離、陥没が発生した場合

D. 火災、落雷

空港土木施設の機能に支障を与える火災、落雷が発生した場合

E. その他

その他、空港土木施設に支障を与えるおそれや障害が発生し、緊急点検を必要とする場合

3) 定期点検

(1) 目的

定期点検は、施設の立地条件、利用状況、構造、材料特性等を考慮し、施設の損傷の程度、時間経過に伴う劣化の進行状況等を定期的に把握及び評価することを目的として実施する。

(2) 点検の項目、方法及び頻度

定期点検の項目、方法及び標準点検回数は、表－１０に示すとおりとする。

(3) 登録

すべり摩擦係数測定調査、路面性状調査及び定期点検測量の結果は、空港施設管理情報システムに登録する。

表－１０ 定期点検の点検項目、方法及び標準点検回数

施設区分	点検項目	点検方法	標準点検回数
滑走路	湿潤時の摩擦係数	滑り摩擦係数測定調査	1回／1年
滑走路 誘導路 エプロン	【コンクリート舗装の場合】 ひび割れ、目地部破損、段差、 PRI 【アスファルト舗装の場合】 ひび割れ、わだち掘れ、BBI	路面性状調査	1回／3年
滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン ^(※1) 滑走路端安全区域	縦断勾配、横断勾配	定期点検測量	1回／3年 ^(※2)
コンクリート構造物 【擁壁】	ひび割れ、剥離、鉄筋露出、漏水、遊離石灰等	定期点検調査	1回／5年
鋼構造物 【進入灯橋梁】	鋼橋：腐食、亀裂、ゆるみ、脱落、変形、欠損、たわみ等	定期点検調査 ^(※3)	1回／5年
道路標識、歩道ルーフ	腐食、亀裂、ゆるみ、脱落、破断、防蝕機能の劣化、膜構造損傷等	定期点検調査 ^(※4)	1回／5年
排水施設（管渠）	剥離、鉄筋露出、変形、漏水、堆積物	定期点検調査 ^(※5)	1回／5年

※1. エプロンの勾配点検は、大規模地震が発生した場合、地盤沈下の影響がある場合等、エプロンの基礎地盤が変状した場合又は変状した可能性がある場合に実施するものとし、縦断勾配（旅客ターミナルビルに直角方向又はエプロンの導入線に沿った方向の勾配）を点検する。

※2. 定期点検測量は、既往の測量結果により勾配の変化傾向を十分に把握し、かつ規定勾配に対する余裕がある場合には、点検の効率性の観点から定期測量を省略できる。ただし、大規模自然災害等により、対象範囲において改良等を行う場合は、改良範囲を測定するものとする。（定期点検測量とMMSを用いた路面性状調査は、同時に実施することで点検業務の効率化を図ることができる。）

※3. 進入灯橋梁の定期点検調査は、「進入灯橋梁定期点検マニュアル（山岳橋、海上橋上部工編）」（令和3年3月 国土交通省 航空局）、「進入灯橋梁定期点検マニュアル（海上橋下部工編）」（令和3年3月 国土交通省 航空局）等を参考とする。その他のコンクリート構造物の定期調査は、「道路トンネル定期点検要領」（平成31年2月 国土交通省道路局）、「道路土工構造物点検要領」（令和5年3月 国土交通省道路局）、「道路トンネル維持管理便覧（社）日本道路協会」等を参考する。

- ※4. 道路標識、歩道ルーフの定期点検調査は、「門型標識等定期点検要領」（国土交通省道路局）、「附属物（標識、照明施設等）点検要領」（国土交通省道路局）等を参考とする。
- ※5. 幹線排水（管渠）の定期点検調査は、「下水道維持管理指針」（2014 版公益社団法人日本下水道協会）等を参考とする。
- ※6. ※3～※5 の参考とする資料は、現在公表されている最新のものを使用する。
- ※7. 点検方法について新技術を活用する場合には、安全性や効率性等を判断し適切に実施する。

（４）舗装の路面評価項目

アスファルト舗装の路面評価項目は、ひび割れ、わだち掘れ、B B I 評価の 3 項目、コンクリート舗装の路面評価項目は、ひび割れ、目地部の破損、段差、P R I 評価の 4 項目とする。すべり摩擦係数測定調査、路面性状調査及び定期点検測量の結果は、空港施設管理情報システムに登録する。

（５）コンクリート舗装の路面評価

ひび割れ、目地部の破損、段差の 3 項目の評価基準を参考とし、次式により算出される P R I による評価を含めた総合的な判断により、対策実施の要否を判断する。評価基準は表－1 1 に示す評価基準により行う。

$$P R I = 10 - 0.29 C R - 0.296 J C - 0.535 S V$$

- ここに P R I : 舗装補修指数
 C R : ひび割れ度 (cm/m²)
 J C : 目地部の破損率 (%)
 S V : 段差 (最大値) (mm)

表－1 1 P R I の評価 (コンクリート舗装)

舗装区域	評 価 基 準		
	A	B	C
滑 走 路	7. 0 以上	3. 7 以上 7. 0 未満	3. 7 未満
誘 導 路	6. 4 以上	2. 3 以上 6. 4 未満	2. 3 未満
エプロン	5. 7 以上	0 以上 5. 7 未満	0 未満

- (注) A : 補修の必要なし。
 B : 近いうち補修が望ましい。
 C : できるだけ早急に補修の必要がある。

（６）滑走路面の摩擦係数の測定

すべり摩擦係数測定器は、S F T (サーフェス・フリクション・テスター) を標準とする。

また、測定結果の評価の目安としては、測定速度が時速 95km/h の時、すべり摩擦係数 0.44 以下の場合には、ゴム除去等の処置の検討が必要となる。

(7) 滑走路、誘導路の縦横断勾配

勾配は、水準測量を行って求める。また、測点間隔は表-12を標準とする。

表-12 縦横断測量の測点間隔

項目 施設	縦断測量	横断測量
滑走路	滑走路中心線に沿って50mごとの点及び勾配変化点	縦断100mごとの測点において滑走路中心線に直角方向の測線に沿って、5mごとの点及び変化点
誘導路	滑走路中心線に沿って40mごとの点及び取付誘導路交点	縦断40mごとの測点において、誘導路中心線に直角方向の測線に沿って、5mごとの点及び変化点

(8) 着陸帯の縦横断勾配

勾配は、水準測量を行って求める。また、縦断方向測定間隔は200mごと、横断方向測定間隔は20mごとを標準とする。

縦横断測点設置にあたっては、滑走路および誘導路の縦横断測量測点との整合性を図る。

(9) 業務記録

業務記録は、適正に記録し整理を行わなければならない。作成する記録は、路面性状調査、すべり摩擦係数調査、縦横断勾配調査における各項目の点検結果とする。

(10) その他

その他の事項については、「空港内の施設の維持管理指針」(国土交通省 航空局)による。

4) 詳細点検

詳細点検は、巡回点検、緊急点検及び定期点検で確認した異常をより詳細に調査し、原因の特定、対策の必要性、対策方法等を検討するために必要な情報を得ることを目的として、当該施設の構造、材料特性等を考慮して適切に実施する。

5) 定時点検

定時点検は、原則として毎日運用開始30分前から運用開始時刻までの間と午後の2回行い、その結果を、飛行場点検票(様式第1号)に記録する。

6) 臨時点検

(1) 臨時点検は、次の場合に行う。

(イ) 航空機移動区域内でフラットタイヤ等異常事態が発生したとの通報を受けた場合

- (ロ) 工事又は事故等により閉鎖した滑走路、誘導路又はエプロンを再開し又は使用方法の制限を解除する場合
- (ハ) 管制機関等若しくは操縦士から航空機移動区域内に物件がある旨の通報を受けた場合
- (ニ) 工事等のため必要な標識又は機材が設置された通報を受けた場合
- (ホ) 積雪又は凍結があった場合、又はその状況に変化があると認められる場合
- (ヘ) 除雪担当職員から除雪作業完了の報告があった場合
- (ト) 地震、火災等により特に必要と認められる場合
- (フ) 滑走路の冠水のおそれのある場合
- (リ) その他特に要請があった場合、若しくは大館能代空港管理事務所長（以下「所長」という。）が臨時点検をする必要があると認めた場合直ちに滑走路を閉鎖して航空機の運航を中止し、しかる後に所定の手続きをとること。

(2) 点検方法及び結果措置

- (イ) 点検の際に使用する飛行場点検票（様式第1号）において、各項目事項に留意して点検を実施すること。また、当該点検票は所定の場所に保管すること。
 - イ) 舗装区域
 - ① 航空機の航行に支障となるおそれのある舗装面の破片及びその他の落下物等
 - ② 舗装面の状態（ひび割れ、剥離、凹凸等）
 - ③ 舗装面上の雪氷及び舗装面付近のスノーバンク及び吹きだまり
 - ④ 舗装面の冠水
 - ⑤ 灯火の状態
 - ⑥ 各標識の明瞭性
 - ⑦ マンホール、グレーチング等各種ピットカバーの装着状況
 - ロ) 芝生区域
 - ① 灯火及び標識の視認性に支障となるおそれのある草の有無
 - ② 草刈作業が実施された場合は、エンジンの吸入のおそれがある置き草の状態
 - ハ) 障害物
 - ① 空港内及びその周辺の障害物の有無
- (ロ) 点検開始にあたっては、東京航空局新千歳対空センター（以下「新千歳」という。）に点検開始時刻、経路、終了予定時刻、滑走路からの退去の方法等について連絡調整すること。
- (ハ) 大館能代空港はRAG空港であることに鑑み、点検中は、新千歳に直接電話連絡する管理事務所側と点検者側が、無線機若しくは目視により常に連絡できる体制を整えることにより、管理事務所が滞りなく点検者と新千歳間の連絡経由ができるようにし、航空機の運航の障害とならないように注意すること。
- (ニ) 点検者は、空港内の工事等の状況及び空港周辺の障害物の状況について十分把握しておくこと。
- (ホ) 舗装表面内の障害物及び剥離等の破損状況と舗装表面状態に重点をおき、点検終了後は速やかに新千歳に異常の有無について報告すること。
- (ヘ) 異常を認めた場合は、必要に応じてノータム発行の手続きを行い関係機関に周知すること。

- (ト) 異常のうち、航空機の運航に重大な支障があると考えられる場合は、先ず直ちに滑走路を閉鎖して航空機の運航を中止し、しかる後に所定の手続きをとること。
- (チ) 点検の結果を管理事務所施設担当に報告し、異常と判断するかどうか疑わしい場合、あるいは異常を認めた措置について疑問がある場合は、航空局機関あるいは航空会社等の関係機関と協議して決定する。

4-2 修繕計画

空港土木施設の修繕は、空港舗装等修繕と構造物等修繕に区分し、更に緊急的に実施する修繕と計画的に実施する修繕に区分して実施する。

修繕の実施状況は、「空港内の施設点検録」等に収録する。

1) 空港舗装等修繕

(1) 緊急的な修繕

空港舗装等の緊急的な修繕は、滑走路、誘導路及びエプロンの施設閉鎖を伴う舗装の損傷等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、航空機の運航の安全を確保するために実施する修繕であり、巡回点検又は緊急点検の結果等を踏まえ、下記4-3 経常維持計画(5) 緊急補修工として、表-13及び表-14に示す修繕方法により実施する。

表-13 滑走路等アスファルト舗装の修繕方法(緊急的な修繕)

点検項目	異常の種類		修繕方法	実施の目安
舗装の状況	ひび割れ	線状ひび割れ	ひび割れ注入	ひび割れ幅2mm以上
		亀甲状ひび割れ	打換又は切削打換	全て
	変形	わだち掘れ くぼみ	打換又は切削打換	側方流動、ひび割れ誘発あり 滑走路上の水たまり13mm以上
	段差			段差20mm以上
	磨耗	ポリッシング ラベリング スケーリング		骨材飛散がある場合は全て
	崩壊	ポットホール はく離	応急措置：パッチング 本復旧：打換又は切削打換	骨材飛散がある場合は全て
	表面の異常	キズ	充填(注入)、打換又は切削打換	骨材飛散がある場合は全て
		ブリージング	清掃後表面の状況により修繕方法決定	骨材飛散がある場合は全て
ブリスタリング	隆起	打換又は切削打換 応急措置：エア抜き転圧又はパッチング 本復旧：打換又は切削打換	—	
標識の状況	標識の異常	マーキングの不鮮明	再塗装	—
		マーキングのめくれ	清掃後、削取り再塗装	—

注) 運航に影響を及ぼすおそれのある異常がある場合には、緊急的な修繕の実施の目安にかかわらず、修繕を実施する。

表-14 エプロン等コンクリート舗装の修繕方法（緊急的な修繕）

点検項目	異常の種類		修繕方法
舗装の状況	ひび割れ	線状ひび割れ	ひび割れ注入
		隅角部ひび割れ	ひび割れ注入又はパッチング
	段差		切削すり付け
	崩壊	ブローアップ クラッシング	パッチング
	目地破損	目地材破損・欠損 目地縁部の破損	目地補修
	表面の異常	スラブの持ち上がり	切削すり付け
		キズ	充填（注入）又はパッチング
標識の状況	標識の異常	マーキングの不鮮明	再塗装
		マーキングのめくれ	清掃後、削取り再塗装

(2) 計画的な修繕

空港舗装等の計画的な修繕は、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン及び滑走路端安全区域に求められる性能を保持するために実施する修繕であり、定期点検及び詳細点検の結果等を踏まえ、表-15及び表-16に示す修繕基準により適切な時期に実施する。なお、滑走路、誘導路及びエプロンは、予防保全の対策として、路面性状調査のいずれかの項目がB評価（近いうちの補修が望ましい）となった時点で、施設の利用状況、損傷の程度・規模及び緊急補修工の実績等を踏まえた総合的な判断により、部分修繕又は大規模改良の必要性を評価したうえで、修繕計画を策定し、C評価となる前を目安に修繕を実施する。

表-15 滑走路、誘導路及びエプロンの修繕基準（計画的な修繕）

施設区分	点検項目	修 繕 基 準	修繕方法
滑走路	湿潤時の 摩擦係数	摩擦係数 μ 値 0.44 以下	ゴム除去又は グルーピング設置
	縦断勾配	滑走路末端から 1/4 の範囲：0.8%を超過 上記以外の範囲：1.25%を超過	勾配修正（切 削打換）
	横断勾配	1.5%以上	
	路面性状 （※1）	アスファルト舗装 ひび割れ率 2.2%以上 わだち掘れ 15mm 以上 B B I 1.0 以上且つ運用に影響あり	打換又は切 削打換
誘導路	縦断勾配	1.5%を超過	勾配修正 （切削打換）
	横断勾配	1.5%を超過	
	路面性状 （※1）	アスファルト舗装 ひび割れ率 4.8%以上 わだち掘れ 24mm 以上 B B I 1.0 以上且つ運用に影響あり	打換又は切 削打換
エプロン	路面性状 （※1）	コンクリート舗装 ひび割れ度 4.4cm/m ² 以上 目地部破損率 2.0%以上 段差 8mm 以上 P R I 評価 3.8 未満	打換又は切 削打換

※1. 上表の他、施設の利用状況、損傷の程度・規模及び緊急補修工の実績等を踏まえて総合的に判断する。

表-16 着陸帯及び滑走路端安全区域の修繕基準（計画的な修繕）

施設区分	点検項目	修 繕 基 準	修繕方法
着陸帯	縦断勾配	滑走路中心から 75m の範囲：1.5%を超過	勾配修正（用 地造成・不陸 修正）
	横断勾配	滑走路中心から 75m の範囲：2.5%を超過 上記以外の範囲：5.0%を超過	
滑走路端 安全区域	縦横断勾 配	5.0%を超過	

2) 構造物等修繕

(1) 緊急的な修繕

構造物等の緊急的な修繕は、滑走路、誘導路及びエプロンを除く土木施設において、航空機の運航及び空港の運用の障害並びに空港利用者等の交通障害となる損傷等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、航空機の運航及び道路交通の安全を確保するために実施する修繕であり、4-3 経常維持計画 (5) 緊急補修工として、各種専門分野の要領等を参照し適切に実施する。

(2) 計画的な修繕

構造物等の計画的な修繕は、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンを除く土木施設に求められる性能を保持するために実施する修繕であり、定期点検及び詳細点検の結果等を踏まえ、各種専門分野の要領等を参照し、施設に求められる性能、航空機の運航に与える影響度等を考慮した対策方針（予防保全又は事後保全）を設定した上で適切に実施する。

3) 修繕の実施

(1) 新技術の推進

建設現場の生産性を高めるため、ICT 施工や BIM/CIM をはじめとする 3 次元データの活用等、i-Construction を推進し、新技術、新工法、新材料の導入・利活用を通じた業務の効率化を図る。

(2) コスト縮減の推進

公共工事コスト縮減を推進するため、工事コストの低減のほか、事業のスピードアップ、計画・設計・施工の最適化、維持管理の最適化及び調達の最適化について積極的な取り組みを図る。

4-3 経常維持計画

空港土木施設の経常維持は、航空機の運航の安全性及び定時性並びに空港利用者の安全性、使用性及び快適性を確保するため、経常維持修繕工事の各工種（草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工）の目的を踏まえ、適切な施工回数及び施工時期を設定し、計画的に実施する。

1) 経常維持修繕工事

(1) 草刈工

A. 制限区域内

制限区域内の草刈工は、雑草の繁茂によるバードストライクの誘発及び火災時の延焼の防止、不法侵入者等に対する警備活動及び航空機事故に伴う消火救難活動の容易性並びに航空灯火施設等の視認性の確保を目的として実施する。

B. ターミナル地区

ターミナル地区の草刈工は、雑草の繁茂による害虫の発生、火災時の延焼及び道路の建築限界内の障害発生の防止並びに道路標識等の視認性及びターミナル地区の美観の確保を目的として実施する。

C. その他の管理用地

上記A. 及びB. 以外の管理用地の草刈工は、管理用地の維持を目的として実施する。

(2) 清掃工

A. 舗装面清掃工

a) 滑走路、誘導路及びエプロン

滑走路、誘導路及びエプロンの舗装面清掃工は、航空機の運航の安全性の確保を目的として、航空機の運航の障害となるFOD (Foreign Object Damage) を誘発する異物等の除去を実施する。

b) ターミナル地区の構内道路

ターミナル地区の構内道路の舗装面清掃工は、通行車両の安全性及びターミナル地区の美観の確保を目的として、ゴミ等の除去を実施する。

c) ターミナル地区の歩道等

ターミナル地区の歩道等の舗装面清掃工は、空港利用者の快適性及びターミナル地区の美観の確保を目的として、ゴミ等の除去を実施する。

B. ゴム除去工

ゴム除去工は、滑走路の路面のすべり摩擦係数の改善を目的として、路面に付着した航空機のタイヤゴムの除去を実施する。

C. 排水溝清掃工

排水溝清掃工は、通水断面の確保を目的として、排水溝及び集水桝に堆積した土砂等の除去を実施する。

D. 道路付属物清掃工

道路付属物清掃工は、道路標識、ガードレール等の視認障害の防止を目的として、標識に付着した粉塵等の除去を実施する。

(3) 標識維持工

A. 飛行場標識維持工

飛行場標識維持工は、航空機の航行を援助するために必要な飛行場標識施設（滑走路標識、誘導路標識、エプロン標識等）を識別できるように維持することを目的として、飛行場標識の再塗装を実施する。

B. 区画線維持工

区画線維持工は、道路交通の安全の確保を目的として、構内道路、駐車場の区画線の再塗装を実施する。

(4) 植栽維持工

A. 剪定

剪定は、植樹帯及び中央分離帯の植栽の繁茂による道路の建築限界内の障害発生の防止、道路標識等の視認性、植栽の健全な生育及びターミナル地区の美観の確保を目的として実施する。

B. 雑草抜き取り

雑草抜き取りは、植栽の健全な生育及びターミナル地区の美観の確保を目的として実施する。

C. 施肥

施肥は、植栽に必要な栄養の補給を目的として実施する。

D. 灌水

灌水は、植栽に必要な水分の補給を目的として実施する。

E. 薬剤散布

薬剤散布は、害虫発生の防止又は害虫の駆除を目的として実施する。

(5) 緊急補修工

A. 舗装補修工

舗装補修工は、滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路において、航空機の運航及び道路交通の障害となる舗装の損傷等が突発的に発生した場合、又は発生するおそれがある場合に実施する。

B. 施設補修工

施設補修工は、滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装を除く土木施設において、航空機の運航及び空港の運用の障害となる損傷等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に実施する。

(6) 除雪工

除雪工は、航空機の運航の安全性及び定時性の確保並びに空港利用者の使用性（空港アクセス機能）の確保を目的として、別に定める「大館能代空港除雪計画及び実施要領」に基づき、滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の本体除雪、氷盤処理（凍結防止剤散布）、運搬排雪等を実施する。

2) 年間計画工程

経常維持修繕工事の各工種の施工時期、施工回数は、表－17の年間計画工程表に示すとおりとする。

表－17 年間計画工程表（経常維持修繕工事）

工種	施工箇所	標準回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草刈工	制限区域内	2回/年			■	■	■	■						
	ターミナル地区	2回/年				■		■						
	管理用地	適宜			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
清掃工	舗装面清掃工	滑走路	2回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		誘導路	2回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		エプロン	2回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		ターミナル地区(構内道路)	8回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		ターミナル地区(歩道等)	8回/年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	ゴム除去工	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	排水溝清掃工	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
道路付属物清掃工	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
標識維持工	飛行場標識維持工	滑走路	1回/年			■	■	■	■	■	■	■	■	■
		誘導路	1回/年			■	■	■	■	■	■	■	■	■
		エプロン	1回/年			■	■	■	■	■	■	■	■	■
	区画線維持工	1回/年			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
植栽維持工	剪定	1回/年							■	■	■	■	■	
	雑草抜き取り	2回/年				■		■						
	施肥	1回/年		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	灌水	適宜		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	薬剤散布	1回/年					■	■	■	■	■	■	■	
緊急補修工	舗装補修工	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	施設維持工	適宜	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
除雪工	適宜									■	■	■	■	

4-4 除雪計画

大館能代空港の除雪は、「大館能代空港機能管理規定（セイフティ編）」の「第5章 空港の運用手順及び安全対策の詳細」の「5.5 制限区域の安全点検と運航制限」の「①空港施設の点検及び冬期間の雪氷調査」、「大館能代空港除雪計画及び実施要領」及び「大館能代空港除雪実施細目」の定めに基づき実施する。

4-5 緊急対応計画

1) 大館能代空港の緊急対応は、次に示す計画等に基づき実施する。

- (1) 秋田県危機管理計画
- (2) 秋田県地域防災計画
- (3) 秋田県建設部危機対策行動マニュアル
- (4) 秋田県建設部危機管理マニュアル
- (5) 大館能代空港機能管理規定

- (6) 大館能代空港緊急計画
- (7) 大館能代空港・危機管理マニュアル
- (8) 大館能代空港事業継続計画（A2-BCP）

2) 緊急事案発生時の連絡は、図-5に示すフローにより実施する。

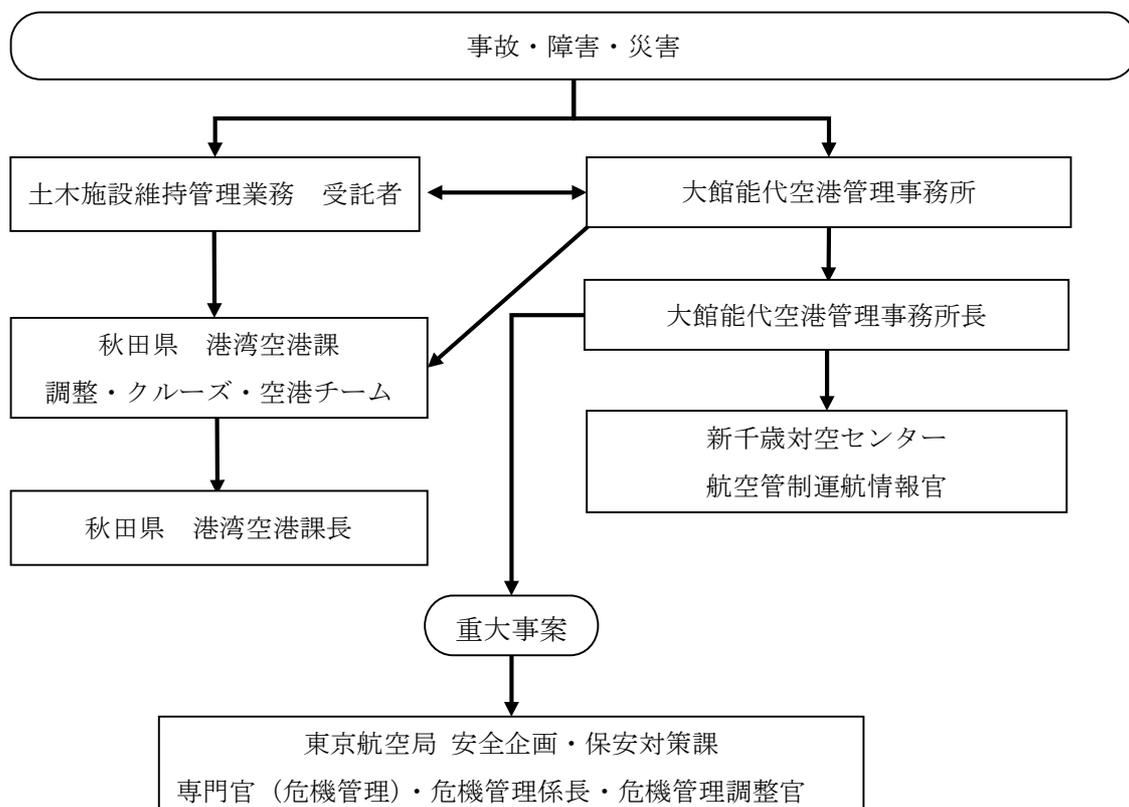


図-5 緊急事案発生時の連絡フロー

5. 更新計画

大館能代空港における空港土木施設の更新計画は、令和元年度を初年度とした30年間を更新計画期間とし、別紙に示す。

更新計画は、空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）をより長く利用できることに繋げるとともに、維持管理費用のトータルコストの縮減や歳出予算の平準化に資することを目的として作成するものであり、長期的な視点に立った劣化予測を取り入れた計画とすることが求められている。

本計画は、これまでの整備実績等を参考とし、更新サイクル、概算事業費を想定して作成したものであり、更新工事の実施にあたっては、点検の結果、表-15に示す滑走路、誘導路及びエプロンの修繕基準（計画的な修繕）等を考慮し、適切な整備計画を立案する必要がある。

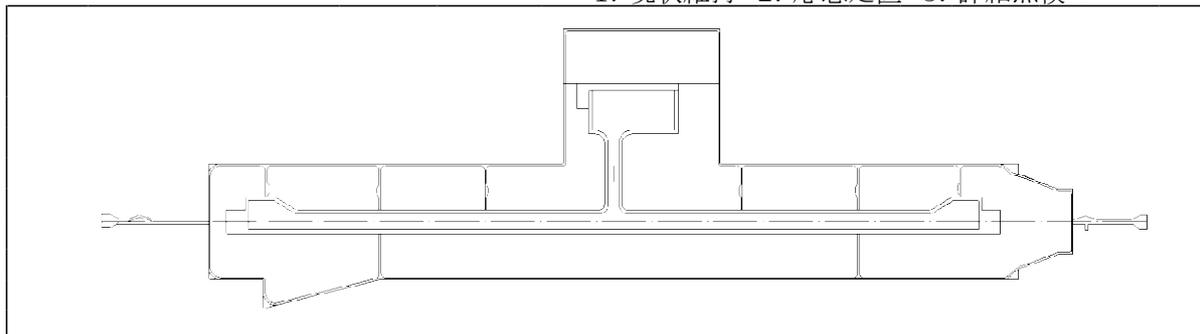
更新工事の情報（設計図書、完成図書）は、「空港内の施設点検録」等に収録する。

なお、更新計画は、定期点検の結果等を踏まえ、5年程度を目安として、定期的に見直しを図るものとする。

所長	チームリーダー	担当

空港（定時・臨時）点検票				
巡回年月日		年 月 日	天候	晴 曇 雨 雪 霧
巡回時間		時 分～ 時 分	巡回者	印
区分	施設名	異常の有無	異常の内容	措置
空 港	滑走路	有・無		1. 2. 3
	誘導路	有・無		1. 2. 3
	エプロン	有・無		1. 2. 3
	芝生区域	有・無		1. 2. 3
	場周道路	有・無		1. 2. 3
	場周柵	有・無		1. 2. 3
灯 火	飛行場灯台	有・無		1. 2. 3
	進入灯	有・無		1. 2. 3
	滑走路灯	有・無		1. 2. 3
	末端灯	有・無		1. 2. 3
	誘導路灯	有・無		1. 2. 3
	風向灯	有・無		1. 2. 3
	障害灯	有・無		1. 2. 3
標 識	飛行場標識	有・無		1. 2. 3
	指示標識	有・無		1. 2. 3
	滑走路中心線標識	有・無		1. 2. 3
	接地帯標識	有・無		1. 2. 3
	停止位置標識	有・無		1. 2. 3
	滑走路進入端標識	有・無		1. 2. 3
	誘導路中心線標識	有・無		1. 2. 3
	風向指示器	有・無		1. 2. 3
障 害 物	空港内	有・無		1. 2. 3
	空港周辺	有・無		1. 2. 3
記 事				

1. 現状維持 2. 応急処置 3. 詳細点検



所 長	チームリーダー	班 員

空港点検票 (巡回 1 ・ 巡回 2 ・ 巡回 3 ・ 緊急)				
点検年月日	年 月 日	天候	晴 曇 雨 雪 霧	
点検時間	時 分 ～ 時 分	点検者	印	
場所及び施設名	点検項目	異常の有無	異常の内容	措 置
エア サイ ド	滑走路(ショルダ-含 む)・ 過走帯	舗装の状況	有・無	1・2・3
		標識の状況	有・無	1・2・3
		ゴムの付着状況	有・無	1・2・3
		舗装面の油汚れ	有・無	1・2・3
		異物の存在	有・無	1・2・3
	誘導路(ショルダ-含 む)	舗装の状況	有・無	1・2・3
		標識の状況	有・無	1・2・3
		ゴムの付着状況	有・無	1・2・3
		舗装面の油汚れ	有・無	1・2・3
	エプロン(ショルダ-含 む)・GSE車両通 行帯	舗装の状況	有・無	1・2・3
		標識の状況	有・無	1・2・3
		ゴムの付着状況	有・無	1・2・3
		舗装面の油汚れ	有・無	1・2・3
	着陸帯・誘導路 帯・滑走路端安 全区域	表面の状況	有・無	1・2・3
		植生の状況	有・無	1・2・3
		飛行場標識の状況	有・無	1・2・3
	場周道路	舗装の状況	有・無	1・2・3
	保安道路	標識の状況	有・無	1・2・3
	のり面	施設の状況	有・無	1・2・3
	排水施設	施設の状況	有・無	1・2・3
場周柵	施設の状況	有・無	1・2・3	
進入灯橋梁	構造物の状況	有・無	1・2・3	
ラン ド サイ ド	道路駐車場	舗装の状況	有・無	1・2・3
		標識の状況	有・無	1・2・3
	歩道屋根	構造物の状況	有・無	1・2・3
		取付の状況	有・無	1・2・3
	片持式道路標識	構造物の状況	有・無	1・2・3
		取付の状況	有・無	1・2・3
	地下道・擁壁	構造物の状況	有・無	1・2・3
	のり面	施設の状況	有・無	1・2・3
	路側複柱式道路 標識	構造物の状況	有・無	1・2・3
	排水施設	施設の状況	有・無	1・2・3
道路付帯施設	施設の状況	有・無	1・2・3	
その他			1・2・3	
周 辺 施 設	調節池の状況	施設の状況	有・無	1・2・3
		防護柵や門扉の状況	有・無	1・2・3
	その他			1・2・3

※措置 1→経過観察 2→詳細点検 3→緊急修繕(応急処置)

大館能代空港 更新計画

【別紙】

【基本施設】

上段：概算数量
下段：概算事業費

区分	大分類	施設名	延長(m) 幅(m) 面積(m ²)	新設年度	更新年度	供用年数 (更新時(年)) 次回更新年度	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	11年次	12年次	13年次	14年次	15年次		
							2019年 R31d	2020年 R2d	2021年 R3d	2022年 R4d	2023年 R5d	2024年 R6d	2025年 R7d	2026年 R8d	2027年 R9d	2028年 R10d	2029年 R11d	2030年 R12d	2031年 R13d	2032年 R14d	2033年 R15d		
基本施設	滑走路	11-29	2,000m 45m 90,000m ²	1998年 H10d		24年 (10)年 2025年						補修設計 24,500千円	26,200m ² 120,000千円	48,300m ² 210,000千円	48,300m ² 210,000千円	34,600m ² 160,000千円							
	ターニングパット	11	100m 35m 3,500m ²	1998年 H10d		24年 (10)年 2028年						補修設計 1,000千円											
	ターニングパット	29	100m 35m 3,500m ²	1998年 H10d		24年 (10)年 2028年						補修設計 1,000千円											
誘導路	T	230m 30m 6,900m ²	1998年 H10d		24年 (20)年 2025年							補修設計 3,000千円	230m 12,400m ² 50,000千円										
エプロン	#1,#2 ,#3,#5	110m 225m 24,750m ²	1998年 H10d		24年 (35)年 2035年																		

区分	大分類	施設名	延長(m) 幅(m) 面積(m ²)	新設年度	更新年度	供用年数 (更新時(年)) 次回更新年度	16年次	17年次	18年次	19年次	20年次	21年次	22年次	23年次	24年次	25年次	26年次	27年次	28年次	29年次	30年次	計	
							2034年 R16d	2035年 R17d	2036年 R18d	2037年 R19d	2038年 R20d	2039年 R21d	2040年 R22d	2041年 R23d	2042年 R24d	2043年 R25d	2044年 R26d	2045年 R27d	2046年 R28d	2047年 R29d	2048年 R30d		
基本施設	滑走路	11-29	2,000m 45m 90,000m ²	1998年 H10d		24年 (10)年 2035年	補修設計 38,300千円	26,175m ² 360,500千円	60,675m ² 500,500千円	48,300m ² 210,000千円	34,600m ² 160,000千円						補修設計 24,500千円	26,200m ² 120,000千円	48,300m ² 210,000千円	48,300m ² 210,000千円	34,600m ² 160,000千円	481,050m ² 2,688,300千円	
	ターニングパット	11	100m 35m 3,500m ²	1998年 H10d		24年 (10)年 2038年	補修設計 1,000千円				3,500m ² 15,000千円						補修設計 1,000千円					3,500m ² 15,000千円	7,000m ² 18,000千円
	ターニングパット	29	100m 35m 3,500m ²	1998年 H10d		24年 (10)年 2038年	補修設計 1,000千円				3,500m ² 15,000千円						補修設計 1,000千円					3,500m ² 15,000千円	10,500m ² 48,000千円
誘導路	T	230m 30m 6,900m ²	1998年 H10d		24年 (20)年 2045年												補修設計 3,000千円	230m 12,400m ² 50,000千円					24,800m ² 106,000千円
エプロン	#1,#2 ,#3,#5	110m 225m 24,750m ²	1998年 H10d		24年 (35)年 2035年	補修設計 16,800千円	55m 12,375m ² 290,500千円	55m 12,375m ² 290,500千円															24,750m ² 597,800千円

